

盛岡市新庄墓園・青山墓園元指定管理者による墓石のあっせん等に関する
調査結果について

平成 26 年 2 月 17 日
保健福祉部

1 調査の趣旨

平成 18 年 4 月から指定管理者として新庄墓園・青山墓園の管理を行ってきた株式会社北東北開発（代表取締役 [REDACTED]）が、市との協定に違反して墓石のあっせんを行うなどの公平性を損ねる行為を行ったことなどにより、平成 25 年 11 月 30 日をもって指定管理者の指定を取り消したところであるが、元指定管理者の協定違反の実態を把握し、その原因の分析や再発防止策を検討するため、新庄墓園の墓地使用者及び関係墓石業者を対象に調査を行ったものである。

2 墓地使用者に対する調査結果について

調査結果は 4 ページ以降に記載のとおりである。調査結果から概ね次のことが判明した。

(1) 元指定管理者から墓地使用者への接触の状況について

墓地使用者への接触行為については、平成 21 年度の指定管理更新の際の協定書において、本人の自発的意思を受けることなく接触等を持ってはならないとの禁止事項を新たに加えたところである。

調査の結果、平成 21 年度以降に協定に違反する接触行為があったとの回答は 923 人中 58 人であり、禁止事項を盛り込んだ直後から禁止行為が行われてきたことが明らかになった。

(2) 元指定管理者による特定の墓石業者の紹介又は墓石の販売の状況について

特定の墓石業者の紹介や墓石の販売については、平成 18 年度に指定管理が開始した際の協定書において、墓石の設置に際し、特定の墓石業者の紹介等をしてはならないとして禁止していたところである。

調査の結果、元指定管理者から特定の墓石業者を紹介されたとの回答が 6 人、元指定管理者に墓石の設置を依頼したとの回答が 31 人、紹介や販売の申出があったが応じなかったとの回答が 42 人であった。これらの協定違反行為は、平成 18 年度の指定管理開始直後から行われていたことが明らかになった。

(3) 施工した墓石業者について

特定の墓石業者の紹介を受けたと回答した方及び元指定管理者に墓石の設置を依頼したと回答した方が 37 人あり、そのうち施工した墓石業者名を記入した方が 6 人いた。墓石業者は同一の会社（以下「A 社」という。）で、[REDACTED] 氏が同社のストーンア

ドバイザーを名乗る名刺を持っていた会社であった。

この6件について墓標等設置許可申請書（以下「申請書」という。）に記載された業者名を確認したところ、A社はなく、B社（県外）が1件、C社（県外）が1件、D社（県外）が2件、E社（㈱北東北開発の関連会社で架空）が2件であった。残りの31件については、具体的な墓石業者名の記入はなかったものの、申請書を確認すると、B社が8件、C社が8件、D社が5件、E社が9件、F社（㈱北東北開発の関連会社で既に解散）が1件となった。

3 関係墓石業者に対する調査結果について

(1) 申請書に記載された墓石業者に関する調査について

ア B社、C社、D社については、面談又は電話により事情を聴き取りした。

3社とも元指定管理者に施工の一部下請けを依頼したことは認めたが、元指定管理者からの墓地使用者の紹介や施工の依頼については否定し、A社については知らないとの回答であった。

イ E社については、法人登記簿の調査を行ったが、登記されておらず、法人組織となっていないことが分かった。また、申請書記載の所在地を訪ねたところ、建物はあったが、看板等は見当たらず、使われている様子はなかった。

ウ F社については、元指定管理者が平成17年まで役員を勤めた会社であったが、平成19年10月に会社を解散していた。当時の登記簿上の所在地は、上記のE社の所在地と同地番であった。

(2) A社に関する調査について

A社については、法人登記簿の確認、訪問及び調査票の送付による調査を行った。

全国に同名の会社が15社あった。そのうち会社の目的に石材または墓石の販売等が記載されている会社は1社であった。その会社の所在地を訪ねたが、会社名を表す看板はなく、近所の方に伺っても、A社については知らないとのことだった。

登記簿上、元指定管理者の代表者はその会社の役員ではないことから、元指定管理者との関係について調査するため、法人登記簿上の所在地に調査票を送付したが、現在まで回答はない。

4 元指定管理者に対する調査結果について

これらの調査結果をもとに、元指定管理者から事実関係や原因などについて聴き取りを行ったところ、次のとおり回答を得た。

- (1) 協定で禁止されている接触は行ったが、自宅等への電話やダイレクトメールの送付など墓園外での接触は行っていない。
- (2) A社は、法人登記簿に登記されているが実態のない会社である。
- (3) E社は、架空の墓石業者であり、元指定管理者が施工する際に名前を使用した。
- (4) F社は、既に解散した。

- (5) 墓地使用者に対しては、A社の名前を使用したこともあったが、墓石業者に施工を依頼する際は、A社の名前を使用しなかった。
- (6) 墓石業者を紹介したり、施工を依頼した場合でも、紹介料はもらっていない。
- (7) 指定管理料は安かったが、管理費に充てるために墓石の紹介をして利益を得ようとしたものではない。指定管理開始直後から協定違反行為を行った理由は、指定管理者制度は、民間だからできるサービスを提供するものであり、市役所ではできないサービスを提供しようと思い、その一環として行った。

5 調査結果のまとめ

- (1) 墓園内において墓地使用者の自発的意志によらない接触行為は、平成21年度の指定管理更新の際の協定において禁止されていたが、これに違反していたこと。
- (2) 協定で禁止されていた特定の墓石業者への紹介等に関して、墓地使用者への調査結果によれば、少なくとも平成18年度に1件の協定違反があり、平成21年度の指定管理の再指定後には、毎年繰り返し協定違反が行われていたこと。
- (3) 元指定管理者からの聴き取り調査によれば、自己の名前が表に出ないようにするために、実態のないA社の名前を使用して営業したことがあったこと。
- (4) また、実際の墓石の施工に際しては、他社へ依頼したり、架空の墓石業者名を使って自ら行っていたこと。

6 協定違反が行われた原因

- (1) 指定管理者が特定の墓石業者の紹介などを禁止されていることについて、市から墓地使用者への周知がなされていなかったこと。
- (2) 墓園内での接触行為をチェックする体制が十分でなかったこと。
- (3) 元指定管理者の法令や協定を順守しようとする意識が著しく希薄であったこと。

7 今後の管理運営の方向性について

- (1) 墓地使用者に対して、指定管理者が墓園の管理運営において禁止されている事項について、効果的に周知する方法を検討する。
 - (2) モニタリングにおいて墓地使用者へアンケートを行う際に、指定管理者の法令等順守の状況について確認する方法などを検討する。
 - (3) 指定管理者の選定において、現在も法令順守に関する審査項目がありますが、より的確な審査が可能となる方法を検討する。
- これら対応策について検討を行い、適切な措置を講ずることとするが、それまでの間は、直営で管理運営を行うこととする。

資料

1 調査の概要

元指定管理者が指定管理を開始した平成18年4月以降に新庄墓園において墓石を設置した墓地使用者1,128人に対して、郵送により調査票を送付した。調査票による回答をいただけなかつた方については、電話による聴き取りを行った。その結果923人の方から回答を得た。

- (1) 調査対象者 平成18年4月以降に新庄墓園において墓石を設置した墓地使用者
- (2) 調査方法 郵送による調査票の送付、回収と電話による聴き取り調査
- (3) 調査期間 平成25年12月5日～平成26年1月15日
- (4) 対象者数 1,128人
- (5) 回答者数 923人
- (6) 回答率 81.8%

2 設問及び回答

○質問1

あなたが依頼していないにもかかわらず、指定管理者（墓園管理人）から墓石の紹介や販売などについて連絡、電話、ダイレクトメール、訪問、勧誘などの接触がありましたか。

※市では、指定管理者が、墓地使用者や墓園を訪れた方に対して、上記の行為を行うことを禁止しています。また、個人情報を業務の目的以外の目的で使用することも禁じています。

回答

選択肢	回答者数(人)	うち21年度以降(人)
①接触はなかつた	823	
②墓園内で接触があつた	74 (複数回答1)	58
③墓園以外で接触があつた（電話、ダイレクトメール等）	2 (複数回答1)	0
④わからない	22	
未記入	3	
合計	924 (複数回答1)	58

○質問2

指定管理者自らの墓石販売の申出又は特定の墓石業者の紹介の申出がありましたか。
※市では、指定管理者が、墓石の設置に際して特定の墓石業者の紹介などの公平性を損ねる行為を禁止しています。

回答

選択肢	回答者数(人)
①紹介や販売の申出はなかった	802
②紹介や販売の申出はあったが、応じなかった	42
③特定の墓石業者を紹介された	6
④指定管理者に墓石の設置を依頼した	31
かねてからの知人で墓園外で設置を依頼したもの	3
設置を依頼した経緯が確認できなかったもの	1
⑤わからない・忘れた	17
未記入	21
合計	923

※③、④と回答した方で、自ら元指定管理者に紹介等を依頼した方もいるが、墓園内での接触の中で依頼した場合は、③又は④に含めた。

上記の③と④について、墓石の設置年度別に見ると次のとおりとなつた。

年度別内訳

年度	合計（人）	③特定業者の紹介（人）	④指定管理者への設置依頼（人）
平成 18 年度	1	1	0
平成 19 年度	0	0	0
平成 20 年度	0	0	0
平成 21 年度	5	2	3
平成 22 年度	7	2	5
平成 23 年度	11	0	11
平成 24 年度	10	1	9
平成 25 年度	3	0	3
合計	37	6	31

○質問3

質問

指定管理者から特定の墓石業者の紹介を受けた方、指定管理者に墓石の設置を依頼した方に伺います。施工した墓石業者はどこですか。

回答

選択肢	回答者数（人）
①墓石業者名を記入	6
②指定管理者が施工したと思う	4
③指定管理者にすべてまかせたのでわからない	21
④わからない・忘れた	4
⑤未記入	2
合計	37

○自由記入欄（その他にご意見、ご要望がございましたらご記入ください。）

内容	回答数	内訳
新庄墓園の管理（草刈、除雪等）に対する要望	121 件	草刈 31 件、清掃 29 件、設備造成 21 件、除雪 18 件、管理全般 17 件、バス 5 件
元指定管理者に対する要望	33 件	お礼 21 件、苦情 11 件、その他 1 件
市に対する要望	32 件	運営方法 26 件、管理全般 6 件
調査に関して	55 件	元指定管理者との接触について 18 件 墓石設置の詳細 37 件
合計	241 件	